

参議院における郵政株式処分停止法案の審議

総務委員会調査室 はしもと けんじ
橋本 賢治

1. はじめに

第162回国会（常会）に提出された郵政民営化関連6法案は、衆議院では可決又は修正議決されたが、参議院においては否決された。これを契機として行われた衆議院解散・総選挙後の第163回国会（特別会）に改めて提出された郵政民営化関連6法案は、衆議院において与党が全議席の3分の2を超えるという選挙結果を受け、成立した。その後、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、日本郵政株式会社の設立、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の作成等、民営化のための諸施策が実施されてきた。しかし、郵政民営化については見直しを求める根強い動きがある。

まず、平成19年7月に実施された第21回参議院議員通常選挙直後の第167回国会（臨時会）において民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合、国民新党共同により、同年10月1日からの郵政民営化法の施行を延期するため、郵政民営化法の一部を改正する法律案（山下八洲夫君外5名発議）（参第2号）が参議院に提出された（同年8月9日）。しかし、同法律案は委員会に付託されないまま、審議未了となった。

次に、第168回国会（臨時会）において日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（自見庄三郎君外6名発議）（参第7号）（以下「本法律案」という。）が参議院に提出された（同年10月23日）。これは、民主党・新緑風会・日本、社会民主党・護憲連合、国民新党、各派に属しない議員の共同提出によるものであり¹、同年10月1日から実施された郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるものである。本法律案は総務委員会において審査され、12月11日、多数により可決され、翌12日、参議院本会議において可決され、衆議院に送付された。衆議院においては、審議は行われず、継続審査となっている。

そこで、本稿では、本法律案の前提となる郵政民営化法等に基づく株式処分の予定、本法律案の概要、参議院における審議内容等をまとめてみた。

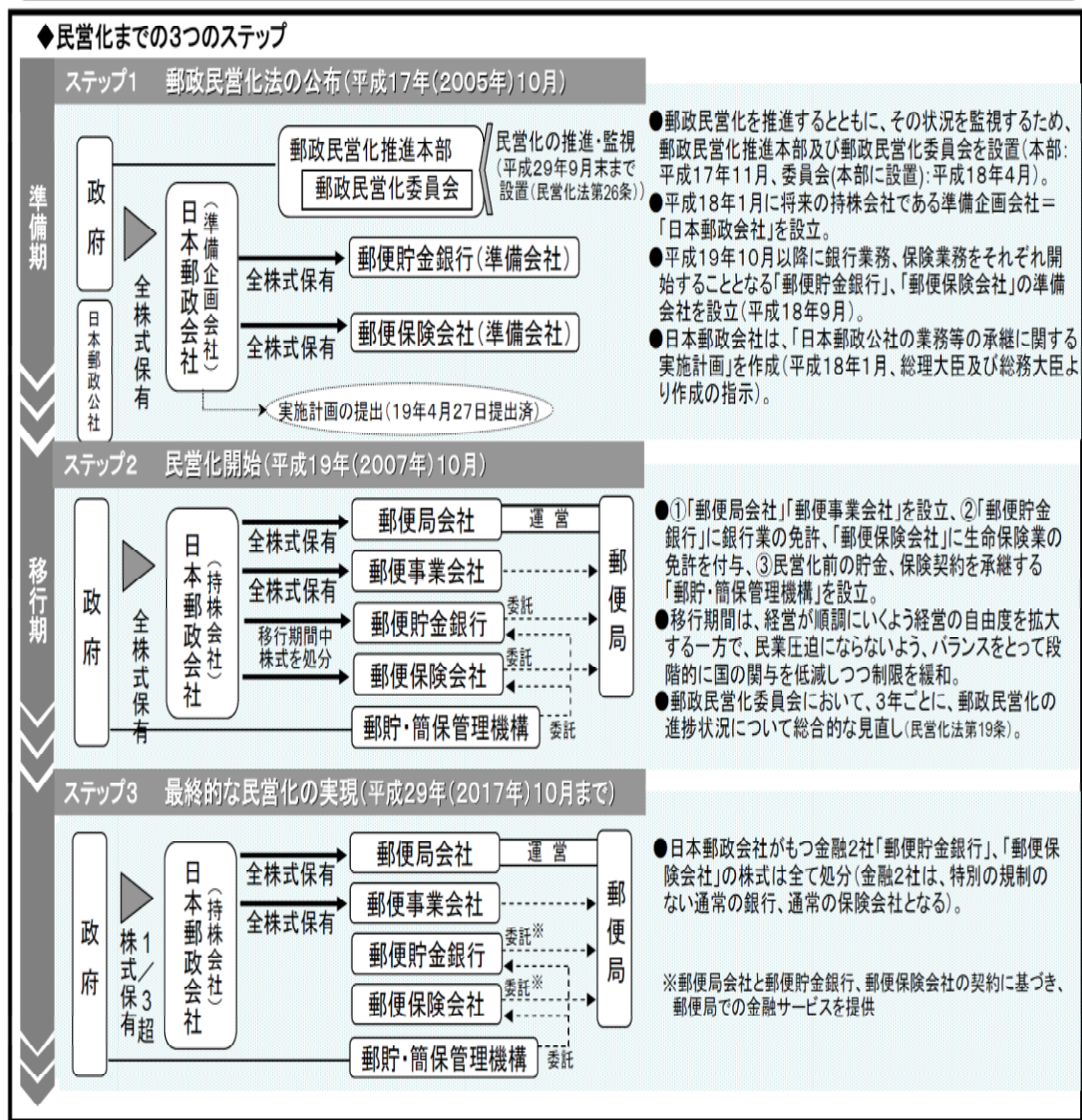
なお、郵政民営化の経緯等については文末の付表を参照されたい。

2. 郵政民営化法等に基づく株式処分の予定

平成19年10月1日、郵政民営化が実施されたが、民営化時点においては政府が日本郵政株式会社の全株式を保有し、日本郵政株式会社が郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の全株式を保有している。このうち、日本郵政株式会社の株

図1 郵政民営化の全体のプロセス

- 日本郵政公社は2007年10月に解散し、郵便局株式会社・郵便事業株式会社・郵便貯金銀行・郵便保険会社が公社から引き継いだ業務を開始。日本郵政株式会社は4事業会社の持株会社として機能を開始。
- 民営化は、段階的に、「経営の自由度」と「公平な競争」のバランスを取りながら進められることとなる。



(出所) 財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会(平成19年10月16日) 郵政民営化推進室資料

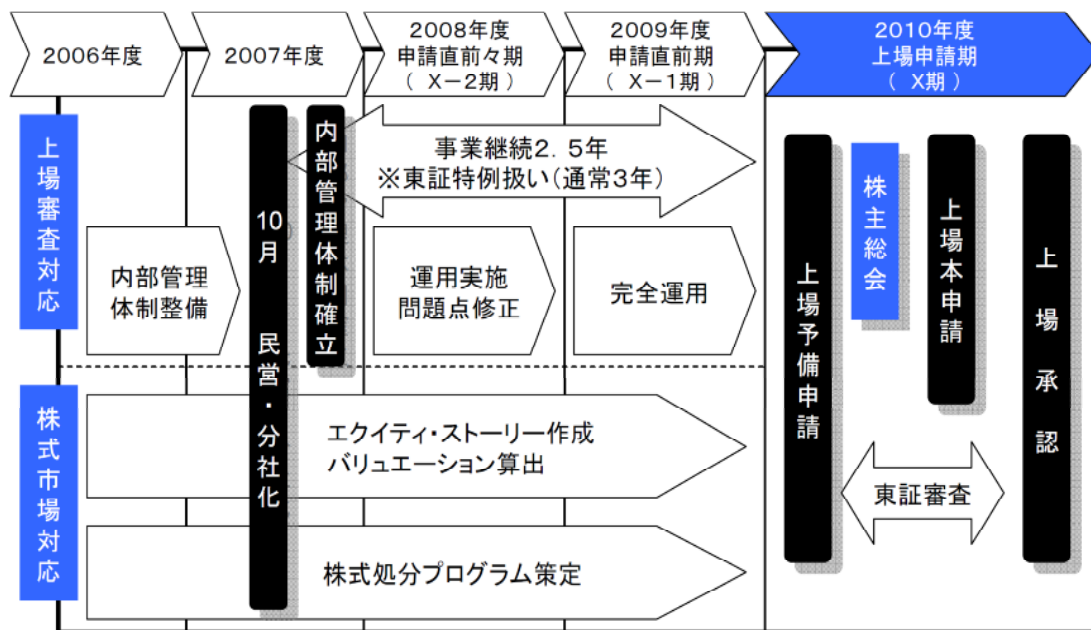
式については、発行済株式の総数の3分の1超を政府が常時保有するものの、できる限り早期にその保有割合を3分の1に近付けるものとされており(郵政民営化法第7条第1項、日本郵政株式会社法第2条、附則第3条)、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社(以下「金融2社」という。)の株式については、平成29年9月30日までに全部を処分するものとされている(郵政民営化法第7条第2項、第62条第1項)。この処分が行われた段階で最終的な民営化が実現することになる。なお、郵便事業株式会社及

び郵便局株式会社の株式については、日本郵政株式会社が全部を保有し続けることとなっている（日本郵政株式会社法第1条）。

また、日本郵政株式会社が作成し、平成19年9月10日に内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた承継計画において、金融2社の株式処分については、「早期の自立を果たすため、2社は遅くとも民営化後4年目、可能であれば、東証の審査基準の特例が認められることを前提に、民営化後3年目の上場を目指し、5年間で処分する方針」が示されている。さらに、日本郵政株式会社の株式処分については、「当社自身も金融2社と同時期の上場が可能となるよう、金融2社と同様の準備を実施し、市場規律のもとで経営を行うことを目指す」ことが定められている。

株式処分の意義については、「国の関与を断ち切る」²こと、「議決権を有しない状況とする」³ことであることが法案審議の際に明らかにされている。処分の方法としては、売却の他、「自社株買い」⁴、「処分型の信託」⁵等が想定されている。

図2 株式上場にかかわるスケジュール（持株会社・金融2社）
○民営化後3年目（2010年度）上場を前提とした場合



（出所）財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会（平成19年10月16日）日本郵政株式会社資料

3. 本法律案の概要

(1) 本法律案の提出理由

本法律案を提出した理由について、発議者である自見庄三郎君はおおむね次のように述べている（注・見出しは筆者作成）⁶。

[郵政民営化関連6法案審議時の大臣答弁等] 郵政民営化関連6法案については、民

営化に当たっての多くの危惧、弊害が指摘されたが、小泉内閣総理大臣及び竹中郵政民営化担当大臣から、「郵便局はなくさない」、「サービスダウンは行わない」、「労働条件もダウンさせない」と再三にわたる答弁があり、また、参議院の郵政民営化に関する特別委員会においては、同趣旨の附帯決議も付されていた。

〔法案成立後の状況〕 法案成立後は、全国各地における多くの簡易郵便局の閉鎖、1,000を超える郵便局での郵便配達業務の廃止、過疎地におけるATM（現金自動預払機）の撤去、さらには送金手数料の大幅な引上げが行われるなど、国会審議の際の政府答弁も附帯決議も今やほご同然の状態である。

〔このような状況が生じた原因〕 このような状況が生じたのは、経営者の利益至上主義の考え方にも問題があるが、より根本的な原因は、郵政民営化の制度設計そのものに、大きな欠陥を有していることにある。

〔郵政三事業一体経営の意義〕 そもそも郵政事業は、郵便・郵便貯金・簡易生命保険の三事業を、一体的に経営することにより、その効率性が確保され、全国2万4,000余りの郵便局が、維持されてきた。したがって、仮に郵便事業だけで郵便局を経営しようとするれば、ニュージーランドやドイツの例を挙げるまでもなく、ほとんどの郵便局の経営は成り立たず、早晚廃止に至ることは必定である。

〔今後の郵便局の経営見通し〕 郵政民営化関連法では、郵便局は、郵便局株式会社の「営業所であって、郵便窓口業務を行うもの」と定義付けられており、郵便貯金、簡易生命保険のサービスの提供は、義務付けられていない。しかも、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、すべて処分することとされている。今後、株式の処分が進み、民間株主が支配する会社ということになれば、郵便貯金銀行も郵便保険会社も、赤字を出してまで地方の郵便局に業務を委託することは考えられない。その結果、多くの郵便局が閉鎖に追い込まれ、利用者である国民の利便が著しく低下することは必至である。

〔本法律案提出の理由〕 このような事態とならないよう、郵政民営化の制度設計全体を早期に見直すべきであるとの観点に立ち、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるため、本法律案を提出した。

〔株式処分凍結の必要性〕 株式の処分については、承継計画において民営化後3年目の上場を、目指すこととされているものの、法律上はいつでも可能であり、できるだけ早く本法律案の審議を行い、株式の処分を凍結すべきである。

（２） 本法律案の内容

本法律案の内容は次のとおりである。

ア 趣旨（第1条）

この法律は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるものとしている。

イ 日本郵政株式会社の株式の処分の停止（第2条）

政府は、郵政民営化法第7条第1項本文及び日本郵政株式会社法附則第3条の規定

にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないとしている。

ウ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止（第3条）

日本郵政株式会社は、郵政民営化法第7条第2項及び第62条第1項の規定にかかわらず、イの別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないとしている。

エ 郵政民営化法の運用に当たっての考慮（第4条）

イの別に法律で定める日までの間は、政府は、郵政民営化法第8章第3節（移行期間中における郵便貯金銀行に関する預入限度額の制限、業務の制限、子会社保有の制限、合併等の制限等の銀行法等の特例等）及び第9章第3節（移行期間中における郵便保険会社に関する保険金額の制限、業務の制限、子会社保有の制限、合併等の制限等の保険業法等の特例等）の規定の運用に当たっては、イ及びウにより日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとしている。

オ 郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例（第5条、第6条）

イの別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定めている。

カ 施行期日（附則第1項）

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとしている。

キ 郵政民営化の見直し（附則第2項）

郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとしている。

4. 主な質疑と答弁

（1） 郵政民営化をめぐる問題点

郵政民営化をめぐる問題点として、簡易郵便局の一時閉鎖（平成19年12月1日現在で全4,299局中424局）、1,000を超える郵便局での郵便集配業務の廃止、ひまわりサービスの低下、過疎地におけるATMの撤去、送金手数料等の大幅な引上げ（表1参照）、郵政民営化を進めた場合の金融市場に対する影響、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する買収防衛策の欠如⁸、郵便物の誤配・遅配の増加、約3万7,150件に及び内容証明郵便等の認証ミス（表2参照）、システムの不備等⁹が指摘された。

また、公社時代の手続と民営化に伴う手続の2種類の手続を行う必要があるため、従来の作業の倍近くの時間と労力が掛かっていること¹⁰、金融機関として金融庁の監査に堪え得るような検査、管理体制の確立のため、局長以下多くの役職者が勤務時間を大幅に超えて仕事をしていること¹¹、郵便局員は、銀行法、保険業法、金融商品取引法、消費

者契約法、本人確認法、個人情報保護法の遵守を要求され、大変窮屈な思いをしていること¹²、郵便配達員が貯金・保険を扱えなくなったことによる国民の利便性の低下¹³などの郵便局を取り巻く状況も紹介された。

このうち、簡易郵便局の一時閉鎖問題については、西川善文日本郵政株式会社社長から、簡易局チャネルの強化のための検討会を設置して、有効な受託者確保を検討する旨の答弁があった¹⁴。

表1 送金手数料等の比較

	9月末まで			10月1日以降	
	1万円以下	1万円超 10万円以下	10万円超 100万円以下	3万円未満	3万円以上
通常払込み(窓口)	100円	150円	250円	120円	330円
通常払込み(ATM)	60円	110円	210円	80円	290円
電信払込み(窓口)	210円	340円	600円	525円	735円
普通為替	100円	200円	400円	420円	630円
定額小為替	すべての券種(50円、100円、200円、300円、400円、500円、1000円)につき 1枚10円			すべての券種(同左)につき 1枚100円	

(出所)郵便貯金銀行の資料より作成

表2 内容証明等の郵便物の不適正な認証事務件数

	郵便局株式会社	郵便事業株式会社	両社計
内容証明	2万4,172件	599件	2万4,771件
特別送達		1万2,381件	1万2,381件
総計			3万7,152件

(出所)郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の資料より作成

(2) 株式処分停止の必要性・目的

株式処分停止の必要性・目的について、発議者から、)郵政民営化の見直しに当たっては、株式の直接、間接保有による政府の郵政グループ各社への関与の在り方について検討することも大きな論点となり得る、)見直しの結果、政府及び日本郵政株式会社による株式の保有割合を改めることもあり得る、)見直しの時点における政府及び日本郵政株式会社による実際の株式の保有割合が、見直しの結果改められた株式の保有割合に満たない場合には、政府及び日本郵政株式会社が一度処分した株式を買い戻す必要が生じる、)買戻しには困難が伴い、また、様々な株主の意見をまとめるには大変な混乱も招くため、見直しの間は株式の処分を停止することが必要である旨の説明があった¹⁵。

これに対し、郵政民営化委員会による郵政民営化の進捗状況についての3年ごとの見直しは、同委員会が平成18年4月に設置されたため、平成21年3月末までには行われること、東京証券取引所第一部への上場は特例が認められたとしても、早くとも平成22年4月以降になること¹⁶から、株式売却前に見直しが可能となるので、本法律案は不要ではないかとの指摘がなされた¹⁷。しかし、発議者からは、郵政民営化委員会による見直しは民営化そのものを推進するための見直しであり、その結果は郵政民営化推進本部長である内閣総理大臣に報告され、その後に内閣等の論議が開始されること、株式の売却につい

ては、できるだけ早期に処分するよう法律に規定されており、上場による売却以外の方法でいつでも可能であること、NTTの場合は特例措置により民営化後1年で上場されたことから、議論を複雑化しないためにも1日も早く株式の売却処分は凍結すべきであるとの答弁があった¹⁸。

また、増田寛也総務大臣は、株式上場前に金融2社の株式処分が行われることは適切でないとの見解を示した¹⁹。さらに、西川日本郵政株式会社社長も、金融2社の株式を上場前に特定の者に売却することは全く想定していない旨の意向を明らかにした²⁰。

(3) 郵政民営化見直しの具体的内容

郵政民営化についての見直しの具体的内容に関する質疑に対し、発議者からは、郵政民営化法による制度設計全体について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるように、各党間で議論して方向を見定める旨²¹、具体的には、国民生活にとって何が必要なサービスか、また国民経済にとって短期的のみならず中長期的な視点で何が有益かとの観点も含めて徹底した議論が必要である旨²²の答弁があった。

(4) 本法律案を提出した各党間の政策の相違と合意についての懸念

平成19年7月の参議院選挙に際してのマニフェストにおいて、国民新党は、郵政三事業(郵便・貯金・保険)一体経営を堅持するための見直しを行うことを公約し、社会民主党は、負担増とサービスカットが進められている郵政民営化の問題点を検証することを公約した。しかし、民主党のマニフェストにおいては郵政事業についての記述がないほか、第163回国会に政府案の対案として民主党が提出した郵政改革法案の内容は、郵便の経営形態は公社、郵便貯金は縮小し、その経営形態は公社の100%子会社である郵便貯金会社、簡易生命保険の廃止等であったため、3党間の合意は困難ではないかとの質疑が行われた²³。これに対し、発議者から、郵政事業に関するサービスの在り方について、従来の考え方の是非も含めて検討する旨、郵政民営化について様々な問題が生じており、民営化が進めば問題は一層拡大するおそれが高いとの認識は3党間で一致しており、政策協議を進めることにより必ず合意に達する旨の答弁²⁴や3党間の合意は必ずすぐにも作れる旨の発言²⁵があった。

(5) 金融2社の株式処分の停止についての「考慮」の具体的な意味

「政府は、郵政民営化法第8章第3節及び第9章第3節の規定の運用に当たっては、(中略)郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されているということを考慮しなければならない」(第4条)という規定のうち、「考慮」の具体的な意味について質疑が行われた。これに対し、発議者から、当分の間、その株式処分が行われなため、金融2社は、日本郵政株式会社が全株式を保有する会社であり、政府が全株式を保有しているようにも見えることから、金融2社と他の金融業者との競争上、新規業務の開始等についてはおのずと限度があるとの趣旨であり、新規業務を一切認めない趣旨ではない旨の答弁があった²⁶。

むすび

郵政事業は、国民生活に必要な基礎的サービスを提供するものである。まず、郵便業務は、万国郵便条約により課されている郵便のユニバーサルサービス義務に基づき、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する」(郵便法第1条)ものである。また、郵便局による金融サービスの提供については、近年、特に過疎地域において多くの金融機関が撤退している状況から、ますます重要性を高めている。

その郵政事業について、民営化に至る前は、日本郵政公社等の三事業一体経営により効率性が確保され、独立採算制が維持されてきたとの考えがある。そのため、郵政民営化法等により民営・分社化された各会社の経営が成り立つのか、国民の利便が低下しないのか等の懸念・疑問が指摘されてきた。このような懸念等に対し、郵政民営化関連6法案の可決後、参議院郵政民営化に関する特別委員会における15項目から成る附帯決議案、平成19年11月22日には参議院総務委員会において「国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議案」がそれぞれ可決されている。参議院における本法律案の審議・可決も郵政民営化をめぐる様々な懸念等の表れといってもよいかもしれない。郵政民営化の進捗状況については、政府の郵政民営化委員会において3年ごとに総合的な点検・見直しが進められることになっているが、国民の利便の向上及び経済の活性化を図るといふ郵政民営化の基本理念(郵政民営化法第2条)に即しているかとの観点から、今後とも国会において不断にチェックしていくことが必要である。

-
- 1 本法律案提出後、民主党と国民新党は参議院において統一会派を結成した。会派名は、第169回国会(常会)の召集日である平成20年1月18日に民主党・新緑風会・国民新・日本と変更された。
 - 2 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第4号2頁(平17.5.30)
 - 3 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第4号36頁(平17.5.30)
 - 4 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第14号12頁(平17.6.14)
 - 5 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第17号38頁(平17.6.21)
 - 6 第168回国会参議院総務委員会議録第6号1頁(平19.12.4)
 - 7 過疎地域において高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、郵便局、地方自治体等が協力して生活サポートシステムを構築し、在宅福祉サービスを支援するサービスであり、生活用品等の注文受付・配達、郵便局の外務職員による声かけ等を内容としている。民営化後は、郵便事業株式会社が担当している。
 - 8 第168回国会参議院総務委員会議録第7号1頁、3頁(平19.12.6)
 - 9 第168回国会参議院総務委員会議録第7号12頁(平19.12.6)郵政行政審議会第15回日本郵政公社経営・評価分科会(平20.2.1)資料によると、民営・分社化に最低限必要な「暫定システム」63本のうち、4本についてトラブルが発生した。
 - 10 第168回国会参議院総務委員会議録第7号3頁(平19.12.6)
 - 11 第168回国会参議院総務委員会議録第7号4頁(平19.12.6)
 - 12 第168回国会参議院総務委員会議録第7号4頁(平19.12.6)
 - 13 第168回国会参議院総務委員会議録第7号6頁(平19.12.6)
 - 14 第168回国会参議院総務委員会議録第7号2頁(平19.12.6)その後、簡易局チャネルの強化のための検討会の第1回会合が平成19年12月20日に開かれ、緊急対策を決定した。このうち、平成20年2月18日、愛知県豊田市において専用車の巡回による移動郵便局の試行が開始された。また、2月29日、直営郵便局の涉外社員を閉鎖中の簡易郵便局の近隣の公共施設等に派遣する「出張サービス」が8箇所において開始された。さらに、3月21日、同検討会は、取扱手数料の引上げ、サポート体制の改善等を内容とする最終取りまとめを公表した。

- 15 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号3頁(平19.12.6)
- 16 東京証券取引所第一部の上場審査基準のうち、形式基準には「3年以前から取締役会を設置して事業活動継続」という事業継続年数が定められている。
- 17 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号4頁(平19.12.6)
- 18 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号5頁(平19.12.6)
- 19 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号6頁(平19.12.6)
- 20 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号6頁、13頁(平19.12.6)
- 21 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号7頁(平19.12.6)
- 22 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号9頁(平19.12.6)
- 23 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号8頁(平19.12.6)
- 24 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号8頁(平19.12.6)
- 25 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号9頁(平19.12.6)
- 26 第168回国会参議院総務委員会会議録第7号9頁(平19.12.6)

付表 郵政民営化関連年表

年月日	出 来 事
平成 8 年 11月21日	橋本内閣は行政改革会議（会長・内閣総理大臣）を総理府本府に設置
平成 9 年 9月 3日 12月 3日	行政改革会議中間報告において「簡易生命保険事業は民営化、郵便貯金事業は民営化に向け準備、郵便事業は国営」の方針提示 行政改革会議最終報告において「郵政事業は国営維持」の方針、郵政事業庁の設置と平成15年の郵政公社移行を決定
平成 10 年 6月12日	中央省庁等改革基本法が公布され、第33条において、郵政事業庁の郵政公社への移行を明示し、その後は「民営化等の見直しは行わない」と規定
平成 12 年 12月 1日	平成14年の常会に郵政公社移行のための法案提出と郵便事業への民間参入を郵政公社化にあわせて実現することを明示した行政改革大綱を閣議決定
平成 13 年 1月 6日 4月 1日 4月26日 " 5月 7日 5月31日 6月26日 8月30日 12月20日	中央省庁等再編により郵政省、自治省及び総務庁を統合した総務省の発足に伴い、郵政事業は政策立案を担当する総務省郵政企画管理局と三事業を運営する郵政事業庁に移管 郵便貯金資金の全額自主運用開始 衆参両院において小泉自由民主党総裁を内閣総理大臣に指名（第151回国会） 小泉内閣発足 小泉内閣総理大臣は所信表明演説において郵政三事業の公社化実現後の在り方について懇談会を設置し、国民に具体案を提示することを表明 小泉内閣総理大臣は「郵政三事業の在り方について考える懇談会」（田中直毅座長）を設置 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定 片山総務大臣の私的懇談会として「郵政事業の公社化に関する研究会」（南直哉座長）が発足 「郵政事業の公社化に関する研究会」は中間報告を提出
平成 14 年 7月24日 8月 2日 9月 6日	日本郵政公社法案を始めとする郵政関係 4 法案が成立（第154回国会） 「郵政事業の公社化に関する研究会」は最終報告を提出 「郵政三事業の在り方について考える懇談会」は報告書を提出
平成 15 年 4月 1日 " 9月22日 9月26日 " 10月 3日 11月 9日 11月19日 " 11月 9日 11月30日 12月 3日 12月27日	日本郵政公社（生田正治総裁）が発足 総務省の郵政企画管理局を郵政政局に改組 小泉内閣第 2 次改造内閣初閣議において小泉首相は郵政民営化を指示 第157回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は所信表明演説において来年秋ごろまでに民営化案をまとめ、平成17年に法案提出を表明 小泉内閣総理大臣は郵政民営化の議論を経済財政諮問会議において行うこと及び竹中経済財政政策担当大臣がそのとりまとめを行うことを指示 経済財政諮問会議において竹中大臣は 5 つの基本原則を含む「郵政民営化の検討に当たってのポイント」を提示 第43回衆議院議員総選挙実施 第158回国会が召集され、衆参両院において小泉自由民主党総裁を内閣総理大臣に指名 第 2 次小泉内閣発足 第159回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は施政方針演説において本年秋ごろまでに民営化案をまとめ、平成17年に法案提出を表明 経済財政諮問会議は「郵政民営化に関する論点整理」を決定 内閣官房に郵政民営化準備室及び郵政民営化に関する有識者会議を設置 第20回参議院議員通常選挙実施 麻生総務大臣は平成15年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表 麻生総務大臣は平成15年度日本郵政公社決算を国会に報告 経済財政諮問会議は「民営化基本方針の骨子」を決定 経済財政諮問会議において竹中大臣は「郵政民営化の基本方針」（素案）を提出 9月10日 " 9月27日 10月 1日 10月 4日 10月 5日 10月12日 " 11月 9日 11月30日 12月 3日 12月27日
平成 16 年 1月19日 4月26日 " 7月11日 8月 3日 8月 5日 8月 6日 8月31日 9月10日 " 9月27日 10月 1日 10月 4日 10月 5日 10月12日 " 11月 9日 11月30日 12月 3日 12月27日	第159回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は施政方針演説において本年秋ごろまでに民営化案をまとめ、平成17年に法案提出を表明 経済財政諮問会議は「郵政民営化に関する論点整理」を決定 内閣官房に郵政民営化準備室及び郵政民営化に関する有識者会議を設置 第20回参議院議員通常選挙実施 麻生総務大臣は平成15年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表 麻生総務大臣は平成15年度日本郵政公社決算を国会に報告 経済財政諮問会議は「民営化基本方針の骨子」を決定 経済財政諮問会議において竹中大臣は「郵政民営化の基本方針」（素案）を提出 9月10日 " 9月27日 10月 1日 10月 4日 10月 5日 10月12日 " 11月 9日 11月30日 12月 3日 12月27日

平成17年	
1月21日	第162回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は施政方針演説において基本方針に基づく民営化法案のとりまとめ、今国会への提出を表明
4月4日	政府は郵政民営化法案の骨子を決定
4月27日	政府は郵政民営化法案を始めとする郵政民営化関連6法案を閣議決定し、衆議院に提出
5月20日	衆議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
6月29日	自民、公明両党は郵政民営化関連6法案のうち4法案に対する修正案を提出
7月4日	衆議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決・修正議決
7月5日	衆議院本会議において郵政民営化関連6法案を可決・修正議決（賛成233 - 反対228）
7月11日	参議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
8月3日	麻生総務大臣は平成16年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
8月5日	参議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決
"	麻生総務大臣は平成16年度日本郵政公社決算を国会に報告
8月8日	参議院本会議において郵政民営化関連6法案を否決（賛成108 - 反対125）
"	小泉内閣は衆議院を解散
9月11日	第44回衆議院議員総選挙実施
9月21日	第163回国会が召集され、衆参両院において小泉自由民主党総裁を内閣総理大臣に指名
"	参議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
"	第3次小泉内閣発足
9月22日	衆議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
9月26日	小泉内閣総理大臣は所信表明演説において民意を大きな支えとし、改めて法案を提出し、成立を期す旨表明
"	政府は郵政民営化法案を始めとする郵政民営化関連6法案を閣議決定し、衆議院に提出
10月3日	民主党は「郵政改革法案」を衆議院に提出
"	郵便局において投資信託の販売開始
10月11日	衆議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決、民主党の郵政改革法案を否決
"	衆議院本会議において郵政民営化関連6法案を可決（賛成338 - 反対138）、民主党の郵政改革法案を否決
10月14日	参議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決
"	参議院本会議において郵政民営化関連6法案を可決（賛成134 - 反対100）、成立
10月21日	郵政民営化関連6法を公布
10月31日	日本郵政公社はオランダの国際物流大手TNTとの提携合意を発表
11月10日	内閣に郵政民営化推進本部（本部長・内閣総理大臣）を設置、閣議決定による郵政民営化推進本部を廃止
"	内閣官房に郵政民営化推進室を設置
11月15日	郵政民営化推進本部第1回会議
平成18年	
1月13日	総務省は「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」（高橋温座長）を設置
1月18日	日本郵政公社は特定郵便局の改革案を公表
1月23日	準備企画会社として日本郵政株式会社（西川善文社長）が発足
1月25日	郵政民営化推進本部は「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」を決定、日本郵政株式会社に対し実施計画の作成を指示
4月1日	郵政民営化推進本部の下に郵政民営化委員会（田中直毅委員長）が発足
4月12日	郵政民営化委員会は日本郵政公社のANA & J P エクスプレスへの出資について認可が適当である旨の意見を総務大臣に提出
4月27日	竹中総務大臣は日本郵政公社のANA & J P エクスプレスへの出資を認可
5月12日	日本郵政公社は長岡郵便局における料金不適正収納事案を公表
6月28日	日本郵政公社はTNT社との提携白紙化を公表
"	日本郵政公社は集配局の再編計画を公表
6月30日	総務省は「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の報告書を公表
7月21日	公正取引委員会は「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」を公表
7月31日	日本郵政株式会社は「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」を政府に提出
"	郵政4事業会社の経営陣内定
8月9日	竹中総務大臣は平成17年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
8月10日	総務省は郵便の業務等に関し日本郵政公社に対し経営改善命令を発出
8月15日	竹中総務大臣は平成17年度日本郵政公社決算を国会に報告
8月31日	郵政民営化委員会は「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」に対する所見を内閣総理大臣及び総務大臣に提出・公表
9月1日	日本郵政株式会社は準備会社として㈱ゆうちょ、㈱かんぽを設立
9月11日	日本郵政公社は「総務省による経営改善命令について講じた措置について」を提出
9月20日	日本郵政公社は「郵便局改革について」を公表
"	日本郵政公社は「内部統制に関する基本方針」及び「内部統制強化のための改善計画」を策定
9月26日	小泉内閣総辞職、安倍内閣発足（第165回国会）
11月30日	日本郵政株式会社は「新・郵便局ビジョン」を公表
12月11日	日本郵政公社は「経営改善命令について講じた措置の実施状況について」を総務省に提出
12月20日	郵政民営化委員会は「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」を公表

平成19年	総務省は「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」(高橋温座長)を設置
2月21日	日本郵政株式会社は情報システムの開発に係る遅延報告が必要ない旨決定し、10月1日の民営化実施が確定
2月23日	生田日本郵政公社総裁辞任、後任は西川日本郵政株式会社社長が兼任
4月1日	西川日本郵政公社総裁は「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」(松原聡委員長)を設置
4月2日	日本郵政株式会社は「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を作成し、認可申請
4月27日	郵政民営化委員会が実施計画は「政府の方針に適合しているものと認められる」との意見を内閣総理大臣及び総務大臣に提出
6月8日	郵政民営化推進本部は実施計画に対する郵政民営化委員会の意見を国会に報告
6月12日	第21回参議院議員通常選挙実施
7月29日	菅総務大臣は第1期中期経営目標及び平成18年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
7月30日	郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会は第一次報告を提出
8月1日	菅総務大臣は平成18年度日本郵政公社決算を国会に報告
8月3日	民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合、国民新党は「郵政民営化法の一部を改正する法律案」を共同で参議院に提出(第167回国会)
8月9日	実施計画は内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受け、承継計画として確定
9月10日	安倍内閣総辞職(第168回国会)
9月25日	福田内閣発足
9月26日	日本郵政株式会社は郵便貯金銀行とスルガ銀行との住宅ローン販売での業務提携合意を公表
"	総務省は日本郵政公社に対し法令遵守を指導
9月27日	日本郵政公社解散
10月1日	日本郵政株式会社の下に郵便事業株式会社(北村憲雄会長)、郵便局株式会社(川茂夫会長)、郵便貯金銀行(株式会社ゆうちょ銀行)(古川治次会長)及び郵便保険会社(株式会社かんぽ生命保険)(進藤丈介会長)が発足
"	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平井正夫理事長)が発足
10月4日	郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会は第二次報告を提出
"	郵便貯金銀行と郵便保険会社は運用対象の自由化を金融庁長官及び総務大臣に対し認可申請
10月5日	日本郵政株式会社と日本通運は宅配便事業の統合合意を公表
10月22日	日本郵政公社労働組合と全日本郵政労働組合は組織統合し、日本郵政グループ労働組合を結成
10月23日	民主党・新緑風会・日本、社会民主党・護憲連合、国民新党、無所属議員の一部は「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を共同で参議院に提出(第168回国会)
11月5日	郵政民営化委員会は郵便貯金銀行と郵便保険会社の運用対象の自由化は早急な実施が必要とする意見を提出
11月6日	郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会は最終報告を提出
"	日本郵政株式会社は子会社(障害者の雇用に特別の配慮をした会社)の設置について総務大臣に対し認可申請
11月9日	郵便事業株式会社は「広告業務及びこれに附帯する業務」について総務大臣に対し認可申請
11月16日	増田総務大臣は日本郵政株式会社の子会社設置を認可
11月19日	郵便局において映画チケット販売開始
11月26日	郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会は中間報告を提出
"	郵便貯金銀行は住宅ローン等の代理業務等に関する新規業務を金融庁長官及び総務大臣に対し認可申請
"	郵便保険会社は入院特約の見直し等に関する新規業務を金融庁長官及び総務大臣に対し認可申請
12月11日	参議院総務委員会において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を多数により可決
12月12日	参議院本会議において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を可決(賛成132・反対103)衆議院へ送付
12月19日	佐藤金融庁長官及び増田総務大臣は郵便貯金銀行と郵便保険会社の運用対象の自由化を認可
12月20日	日本郵政株式会社に設置された「簡易局チャンネルの強化のための検討会」は第1回検討会を開催し、「簡易局チャンネル強化のための緊急対策」を決定
平成20年	衆議院本会議において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を継続審査議決、第168回国会閉会
1月15日	郵政民営化委員会は郵便事業株式会社の「広告業務及びこれに附帯する業務」への進出を期待する旨の意見を提出
1月23日	郵便事業株式会社は貨物自動車運送事業等に関する新規業務を総務大臣に対し認可申請
1月28日	増田総務大臣は第2期中期経営目標及び平成19年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
2月4日	郵便事業株式会社の子会社による日本郵便遞送株式会社株式に対する公開買付け開始
"	増田総務大臣は郵便事業株式会社の「広告業務及びこれに附帯する業務」を認可
2月6日	増田総務大臣は平成19年度日本郵政公社決算を国会に報告
2月8日	日本郵政株式会社はローソンとの総合的提携に関する合意書を公表
2月12日	郵政民営化承継財産評価委員会は日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額を決定
2月18日	郵政民営化委員会は郵便貯金銀行及び郵便保険会社の他社商品仲介等の新規業務を認める意見及び郵便事業株式会社の貨物自動車運送事業等に関する新規業務を認める意見を提出
"	郵便保険会社は日本生命との一部業務提携に関する合意を公表
2月27日	郵便事業株式会社は山九との共同出資会社設立に関する合意を公表
2月29日	増田総務大臣は郵便事業株式会社の貨物自動車運送事業等に関する新規業務を認可
"	郵便局株式会社は平成20事業年度事業計画を総務大臣に提出
3月17日	郵便事業株式会社の子会社による日本郵便遞送株式会社株式に対する公開買付け終了
3月21日	簡易局チャンネルの強化のための検討会は最終取りまとめを公表
3月31日	日本郵政株式会社は社会・地域貢献基金等の運用に係る委託機関を選定
"	増田総務大臣は日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成20事業年度事業計画を認可
"	増田総務大臣は日本郵政株式会社の業務(日本郵政株式会社の子会社が郵便事業株式会社等に対して人事関連業務等を行う業務)を認可
4月1日	郵便貯金銀行は流動性預金の限度額規制に関する政令改正を要望
"	郵便保険会社は加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する政令改正を要望

(出所) 各種資料より作成